



保 発 0422 第 2 号
令和 4 年 4 月 22 日

社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

標記については、別添のとおり、都道府県知事、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

保 発 0422 第 1 号

令和 4 年 4 月 22 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（令和 2 年 4 月 28 日付保発 0428 第 3 号）は廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項
及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定め
る事項、方式及び規格

〔 令和 4 年 4 月 22 日 〕
〔 厚 生 労 働 大 臣 〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、令和 4 年 5 月 1 日より適用する。

- （別添 1－1）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- （別添 1－2）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC 用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- （別添 1－3）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- （別添 1－4）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- （別添 2－1）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- （別添 2－2）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC 用）
- （別添 2－3）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- （別添 2－4）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- （別添 3）オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・
DPC 用・歯科用）
- （別添 4）オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・
DPC 用・歯科用）
- （別添 5）オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・
DPC 用・歯科用）
- （別添 6）オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・
DPC 用・歯科用・調剤用）
- （別添 7）オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・
DPC 用・歯科用・調剤用）
- （別添 8）オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・
DPC 用・歯科用・調剤用）
- （別添 9）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- （別添 10）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯
科用）
- （別添 11）オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

* 別添 1～11 は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載（以下参照）

<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>